

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名・制度名	制定年月	対象者の要件			対象地域	対象県税		
		対象事業	生産設備の取得価額	増加雇用者		事業税	不動産取得税	固定資産税
熊本県工場等設置奨励条例	S39.3	製造業、旅館業（下宿営業を除く）農林水産物等販売業、情報サービス業等	資本金に応じ次の金額以上 ○製造業又は旅館業 ・～5千万円：500万円 ・～1億円：1,000万円 ・1億円超：2,000万円 ○農林水産物等販売業又は情報サービス業等 ・500万円以上	なし	過疎地域	○課税免除 ○3事業年度	○課税免除	○課税免除 ○3年度
		製造業、有線放送業、ソフトウェア業、情報提供サービス業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）等	資本金に応じ次の金額以上 ○製造業又は旅館業 ・～1千万円：500万円 ・～5千万円：1,000万円 ・5千万円超：2,000万円 ○農林水産物等販売業又は情報サービス業等 ・500万円以上	なし	半島振興対策実施地域	○不均一課税 ○3事業年度	○不均一課税	○不均一課税 ○3年度
		製造業、情報サービス業等、旅館業（下宿営業を除く）等	資本金に応じ次の金額以上 ○製造業又は旅館業 ・～5千万円：500万円 ・～1億円：1,000万円 ・1億円超：2,000万円 ○情報サービス業等 ・500万円以上	なし	離島振興対策実施地域	○課税免除 ○3事業年度	○課税免除	○課税免除 ○3年度
		業種の指定なし	特定事業のための施設のうち当該施設の用に供する家屋又は構築物並びに家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額の合計額が1億円（農林水産関連業は5,000万円）超	なし	地域未来投資促進法	なし	○課税免除	○課税免除 ○3年度
	H27.12	全業種（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社を除く）	○3,800万円以上 ○中小：1,900万円以上	なし	地方活力向上地域	(移転型) ○課税免除 (拡充型) なし	(移転型) ○課税免除 (拡充型) ○不均一課税 ○3事業年度	

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					補助対象事業等	補助額等	限度額
企業立地促進補助金	S61.4	立地企業	(1)半導体・自動車等の重点5分野関連業 ・投資額 3億円～ ・食品バイオ関連のみ 1億円～ ・雇用 5人～ (2)研究開発業 ・投資額 5,000万円～ ・雇用 3人～ (3)一般製造業 ・投資額 3億円～ ・雇用 5人～ (4)大規模投資企業（新設のみ） ・投資額 200億円～	県内全域 ※投資額には土地に係るものは含まない	工場等建物、機械設備	投資額に一定の比率を乗じ、それに雇用数に応じた額を加える	1億円～50億円

			・雇用 200人～				
		外資系企業	○外資比率 50%超 (1)半導体・自動車等の重点5分野関連業 (2)特定分野研究開発業 (3)一般製造業				1億5,000万円
		物流施設	○道路貨物運送業、倉庫業等 ・投資額 1億円～ ・雇用 5人～				1億円
産業支援サービス等立地促進補助金	H18.4	広域的業務拠点施設	○複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター等 ・雇用 50人～ ※立地市町村による	県内全域 ※投資額には土地に係るものは含まない	事業所の設備、賃借料、通信使用料	投資額及びリース資産額に一定の比率を乗じ、また、賃借料、通信使用料にも一定の比率を乗じる。それに雇用数に応じた額を加える	5億円
		産業支援サービス業務施設	インターネット付随サービス業、情報サービス業、コンテンツ産業等 ・雇用 10人～ ※立地市町村による				1.5億円
本社機能立地促進補助金	H27.11	全業種(風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社を除く)	○企業の本社機能を有する業務施設 ・投資額 3,000万円～ ・雇用 50人～	県内全域 ※投資額には土地に係るものは含まない	事業所の設備、賃借料、通信使用料	投資額及びリース資産額に一定の比率を乗じ、また、賃借料、通信使用料にも一定の比率を乗じる。それに雇用数に応じた額を加える	50億円

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	融資条件		
					融資対象事業等	融資条件	限度額
熊本県企業立地促進資金融資	H9.5	○立地企業等 ○製造業、ソフトウェア業、特定分野開発業等	○投資額 1億円～ ○雇用 5人～ ※業種によって異なる	○県内全域	○工場用地の取得、造成 ○工場の建設又は購入 ○構築物建設、機械設備取得等	○利率 熊本県企業立地促進資金融資制度要項に定める融資利率の上限内で設定 一般資金：年利1.9%以内 特別資金：年利1.7%以内	○一般資金 2億円 ○特別資金 4億円

[熊本県企業立地ガイド](#)

適用概要 (R7.4.1~)

根拠法律	過疎法	半島振興法	離島法	地域未来投資促進法	地域再生法
地区又は地域	過疎地域	認定産業振興促進計画区域	離島振興対策実施地域	促進区域(県内全域)	地方活力向上地域(県内全域)
対象期間 ※工場等の取得・操業開始報告まで	令和9年3月31日まで	令和9年3月31日まで	令和9年3月31日まで	令和10年3月31日まで	令和8年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の規定による認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日
業種 (注)は適用工場指定が不要	1 製造業 2 情報サービス業等 3 農林水産物等販売業(対策実施地域において生産された農林水産物、当該農林水産物を原料、材料として製造、加工、調理したものを店舗において地域以外の者に販売することを目的とする事業) 4 旅館業(下宿営業を除く) 5 個人で行う畜産業、水産業(注)	1 製造業 2 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・情報提供サービス業又はインターネット付随サービス業 3 情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他総務省令で定める事業 4 農林水産物等販売業(対策実施地域において生産された農林水産物、当該農林水産物を原料、材料として製造、加工、調理したものを店舗において地域以外の者に販売することを目的とする事業) 5 旅館業(下宿営業を除く)	1 製造業 2 旅館業(下宿営業を除く) 3 情報サービス業等 4 個人で行う畜産業、水産業、薪炭製造業(注)	熊本県地域未来投資促進基本計画に記載がある事業(業種の制限なし)	①東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業 ②地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社を除く。
生産設備の取得価額	●取得等(※)した設備(特別償却設備)の取得価格の合計が、資本金規模に応じ次の金額を超えるもの。 □製造業・旅館業 資本金5,000万円以下:500万円 〃 5,000万円~1億円:1,000万円 〃 1億円超:2,000万円 □情報サービス業等・農林水産物等販売業 資本金規模によらず500万円 (※)取得又は製作もしくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替えをいう。)のための工事による取得又は建設を含む。	●新・増設した設備(特別償却設備)の取得価格の合計が、資本金規模に応じ次の金額を超えるもの。 □製造業・旅館業 資本金1,000万円以下:500万円 〃 1,000万円~5,000万円:1,000万円 〃 5,000万円超:2,000万円 □上記以外 500万円	●新・増設した設備(特別償却設備)の取得価格の合計が、資本金規模に応じ次の金額を超えるもの。 □製造業・旅館業 資本金5,000万円以下:500万円 〃 5,000万円~1億円:1,000万円 〃 1億円超:2,000万円 □情報サービス業等 500万円	●新・増設した家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得金額が、1億円(農林漁業及びその関連業種については5,000万円)を超えるもの。 ※機械設備は入らない。	法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で、取得価額の合計が3,800万円(中小1,900万円)を超えるものを新設し、又は増設するもの
税県 免税 除の 等課	事業税	課税免除 -3箇年度(畜・水産業は5箇年度))	不均一課税 -1年目1/2・2年目3/4・3年目7/8	課税免除 -3箇年度(畜・水産業は5箇年度)	なし
	不動産取得税	課税免除	不均一課税(家屋0.4% 土地0.3%)	課税免除	課税免除
					①課税免除 ②なし ①課税免除 ②不均一課税(家屋0.4% 土地0.3%)